

平成 26 年度第 2 回人事委員会定例会会議結果

1 開催日時 平成 26 年 4 月 24 日 (木) 午前 10 時

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 新
総括課長 花山 智行
担当課長 小原 由香

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、報告事項 1 及び報告事項 2 を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号 公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (公開)

報告事項 1 平成 26 年職種別民間給与実態調査の実施概要について (非公開)

報告事項 2 平成 25 年度採用候補者名簿からの採用状況について (非公開)

報告事項 3 平成 26 年度東北・北海道人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について (公開)

5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議 資料はこちら

[議案第 1 号]

公平事務委託市町村等の組織の改編等に伴い、管理職員等の範囲を指定することについて、決定した。

[報告事項 3]

平成 26 年度東北・北海道人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について、報告があった。

(2) 非公開とした会議

[報告事項 1]

平成 26 年職種別民間給与実態調査の実施概要について、報告があった。

[報告事項 2]

平成 25 年度採用候補者名簿からの採用状況について、報告があった。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第1号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正 について

平成26年4月24日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 改正の趣旨

公平事務委託市町村等の組織の改編等に伴い、管理職員等の範囲を指定しようとするものである。

第2 改正の内容

- 1 公平事務委託市町村等から管理職員等の指定の内申があった職のうち、指定する必要がある職を規則別表中の当該公平事務委託市町村等の項に加えること。
- 2 既に管理職員等に指定されている職のうち、次に掲げるものを削ること。
 - ア 廃止された職
 - イ 組織の現状、分掌事務及びその有する権限から見て指定しておくことが適当でない職
- 3 その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日（附則関係）

公布の日から施行すること。

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月2日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																							
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）																							
1・2 [略]		1・2 [略]																							
3 花巻市		3 花巻市																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務局</td> <td>本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐（法規の事務を担当する者に限る。）及び法規文書係長 人事課の課長補佐、意識改革推進係長及び給与厚生係長 管財課の課長補佐 秘書政策課の課長補佐及び秘書政策係長 企画調整課の課長補佐 財政課の課長補佐及び財政係長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健セ ンター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>華の苑</td> <td>事務長</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職 員	[略]		市長の 事務局	本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐（法規の事務を担当する者に限る。）及び法規文書係長 人事課の課長補佐、意識改革推進係長及び給与厚生係長 管財課の課長補佐 秘書政策課の課長補佐及び秘書政策係長 企画調整課の課長補佐 財政課の課長補佐及び財政係長	[略]		保健セ ンター	[略]	華の苑	事務長		<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務局</td> <td>本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事係長 契約管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書政策課の課長補佐及び秘書係長 財政課の課長補佐及び財政係長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健セ ンター</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職 員	[略]		市長の 事務局	本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事係長 契約管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書政策課の課長補佐及び秘書係長 財政課の課長補佐及び財政係長	[略]		保健セ ンター	[略]
組 織	職 員																								
[略]																									
市長の 事務局	本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐（法規の事務を担当する者に限る。）及び法規文書係長 人事課の課長補佐、意識改革推進係長及び給与厚生係長 管財課の課長補佐 秘書政策課の課長補佐及び秘書政策係長 企画調整課の課長補佐 財政課の課長補佐及び財政係長																								
[略]																									
保健セ ンター	[略]																								
華の苑	事務長																								
組 織	職 員																								
[略]																									
市長の 事務局	本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事係長 契約管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書政策課の課長補佐及び秘書係長 財政課の課長補佐及び財政係長																								
[略]																									
保健セ ンター	[略]																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育委 員会の 事務局 等</td> <td>保育園 園長（西公園保育園及び宮野目保育園の園長に限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職 員	[略]		教育委 員会の 事務局 等	保育園 園長（西公園保育園及び宮野目保育園の園長に限る。）	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育委 員会の 事務局 等</td> <td>保育園 園長（日居城野保育園、西公園保育園、南城保育園、湯本保育園、宮野目保育園、大迫保育園及び成島保育園の園長に限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職 員	[略]		教育委 員会の 事務局 等	保育園 園長（日居城野保育園、西公園保育園、南城保育園、湯本保育園、宮野目保育園、大迫保育園及び成島保育園の園長に限る。）	[略]							
組 織	職 員																								
[略]																									
教育委 員会の 事務局 等	保育園 園長（西公園保育園及び宮野目保育園の園長に限る。）																								
[略]																									
組 織	職 員																								
[略]																									
教育委 員会の 事務局 等	保育園 園長（日居城野保育園、西公園保育園、南城保育園、湯本保育園、宮野目保育園、大迫保育園及び成島保育園の園長に限る。）																								
[略]																									
4・5 [略]		4・5 [略]																							
6 遠野市		6 遠野市																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の</td> <td>本庁 部長 担当部長 会計管理者 課長</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職 員	[略]		市長の	本庁 部長 担当部長 会計管理者 課長		<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の</td> <td>本庁 部長 特命部長 担当部長 会計管理</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職 員	[略]		市長の	本庁 部長 特命部長 担当部長 会計管理										
組 織	職 員																								
[略]																									
市長の	本庁 部長 担当部長 会計管理者 課長																								
組 織	職 員																								
[略]																									
市長の	本庁 部長 特命部長 担当部長 会計管理																								

事務部 局	担当課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 経営企画部の副主幹及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長
	[略]
[略]	

7 一関市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務部 局	[略] 園長（八幡町保育園、あおば保育園、大原保育園、興田保育園、猿沢保育園、千厩保育園、奥玉保育園、長坂保育園及び川崎保育園の園長に限る。）
	[略]
[略]	

8 陸前高田市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 局長 会計管理者 課長 企画政策課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	[略]
[略]	

9 釜石市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 副室長 危機管理監 技監 会計管理者 部次長 課長 事務局次長 所長（地域包括支援センター及び仮設住宅運営センターの所長に限る。） 室長（世界遺産登録推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、用地調整室、復興住宅整備室、リーディング事業推進室及び廃棄物対策室の室長に限る。） 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長

事務部 局	者 課長 担当課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 経営企画部の副主幹及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長
	[略]
[略]	

7 一関市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務部 局	[略] 園長（一関あおば保育園、大原保育園、興田保育園、猿沢保育園、千厩保育園、奥玉保育園、長坂保育園及び川崎保育園の園長に限る。）
	[略]
[略]	

8 陸前高田市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務部 局	本庁 <u>理事</u> 部長 局長 会計管理者 課長 企画政策課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	[略]
[略]	

9 釜石市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 副室長 危機管理監 技監 会計管理者 部次長 <u>副本部長</u> 課長 事務局次長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 室長（世界遺産登録推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、用地調整室、復興住宅整備室及びリーディング事業推進室の室長に限る。） 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長

	[略]	
教育委員会	[略]	
事務局長等	小学校及び中学校	[略]
[略]		

10 二戸市

組織	職員
[略]	
市長の事務局	本庁 部長 会計管理者 副部長 課長 室長（財政課財産管理室の室長に限る。） 政策推進課の主査 総務課の副主幹（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財政課の副主幹及び財政課財産管理室の副主幹
	[略]
[略]	

11 [略]

12 奥州市

組織	職員
[略]	
教育委員会	[略]
事務局長等	小学校及び中学校 [略]
	幼稚園 園長（佐倉河幼稚園の園長に限る。）
	保育所 [略]
[略]	

13 滝沢市

組織	職員
[略]	
選挙管理委員会	書記長
の事務局	
[略]	

14 [略]

15 葛巻町

組織	職員
----	----

	[略]	
教育委員会	[略]	
事務局長等	小学校及び中学校	[略]
	幼稚園	園長
[略]		

10 二戸市

組織	職員
[略]	
市長の事務局	本庁 部長 会計管理者 副部長 課長 室長（財政課財産管理室の室長に限る。） 政策推進課の副主幹及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 総務課の副主幹（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財政課の副主幹及び財政課財産管理室の副主幹
	[略]
[略]	

11 [略]

12 奥州市

組織	職員
[略]	
教育委員会	[略]
事務局長等	小学校及び中学校 [略]
	保育所 [略]
[略]	

13 滝沢市

組織	職員
[略]	
選挙管理委員会	事務局長
の事務局	
[略]	

14 [略]

15 葛巻町

組織	職員
----	----

[略]		
町長の	[略]	
事務部	病院	病院長 理事 副院長 科長 事務局
局		長 看護師長
[略]		

16～19 [略]

20 金ヶ崎町

組 織	職 員	
[略]		
町長の	[略]	
事務部	保健医	[略]
局	療セン	
	ター	
[略]		

21～25 [略]

26 田野畑村

組 織	職 員	
[略]		
村長の	本庁	会計管理者 参事 課長
事務部	[略]	
局		
[略]		

27～30 [略]

31 洋野町

組 織	職 員	
[略]		
町長の	[略]	
事務部	診療所	[略]
局		
[略]		

32 [略]

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～19 [略]

20 滝沢・雫石環境組合

組 織	職 員	
管理者の事務	会計管理者	事務局長 事務局次長
部局	所長	

[略]		
町長の	[略]	
事務部	病院	病院長 理事 副院長 科長 事務局
局		長 総看護師長
[略]		

16～19 [略]

20 金ヶ崎町

組 織	職 員	
[略]		
町長の	[略]	
事務部	保健福	[略]
局	祉セン	
	ター	
[略]		

21～25 [略]

26 田野畑村

組 織	職 員	
[略]		
村長の	本庁	会計管理者 課長
事務部	[略]	
局		
[略]		

27～30 [略]

31 洋野町

組 織	職 員	
[略]		
町長の	[略]	
事務部	診療所	[略]
局	歯科診	所長
	療所	
[略]		

32 [略]

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～19 [略]

20 滝沢・雫石環境組合

組 織	職 員	
管理者の事務	会計管理者	事務局長 所長
部局		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

H26管理職員検討表

No.	規則 順	市町村等 名	組 織		検 討 対 象 の 職					管理職員等指定基準			備 考			
					所 属 名	職 名	内申状況	格付	部下数	該当基準	指定要否	理 由				
1	1-1	宮古市			改正なし											
2	1-2	大船渡市			改正なし											
3	1-3	花巻市	市長の事務 部局	本庁	総務課	課長補佐(法規の 事務を担当する者 に限る。) →課長補佐	継続	行4	法規 5 人事 4	第1-7	要	指定基準のとおり。	総務課の課長補佐が法務担当及 び人事担当の2名体制となっ たため(人事課廃止)。			
						人事係長	新規	行3	3	第1-8	要	指定基準のとおり。		組織改編により総務課に人事係 長が置かれたため。 課の再編による。		
					人事課	課長補佐	削除			削除						
						意識改革推進係長	削除			削除						
						給与厚生係長	削除			削除						
					管財課	課長補佐	削除			削除						組織改編(管財課→契約管財 課)により、課長補佐が2名に なったことに伴い、庁舎管理の 事務を担当する者のみを指定す るもの。
					契約管財課	課長補佐(庁舎管理 の事務を担当す る者に限る。)	新規	行4	10	第1-7	要	指定基準のとおり。				
					秘書政策課	秘書政策係長→秘 書係長	継続	行3	3	第1-8	要	指定基準のとおり。			組織改編に伴い、係名が変更と なったことによる(秘書政策係 →秘書係) 課の再編による。	
			企画調整課 華の苑	課長補佐 事務長	削除 削除			削除 削除					指定管理者による管理に移行す るため。			
			教育委員会 の事務局等	保育園	日居城野保育園	園長	新規	行4	5	第2-1	要	部下職員の増加による。				
					南城保育園	園長	新規	行4	5	第2-1	要	部下職員の増加による。				
					湯本保育園	園長	新規	行4	5	第2-1	要	部下職員の増加による。				
大迫保育園	園長	新規			行4	5	第2-1	要	部下職員の増加による。							
成島保育園	園長	新規			行4	5	第2-1	要	部下職員の増加による。							
4	1-4	北上市			改正なし											
5	1-5	久慈市			改正なし(見込み)											
6	1-6	遠野市	市長の事務 部局	本庁	健康福祉部	特命部長	新規	行7	1	第1-4	要	指定基準のとおり。				
7	1-7	一関市	市長の事務 部局	保育園	保育園	八幡町保育園	削除				削除		組織再編による廃止のため。 組織再編による廃止のため。			
						あおば保育園	削除				削除					
						一関あおば保育園	新規	行6	15	第2-5	要	指定基準のとおり。	組織の新設のため。			
8	1-8	陸前高田 市	市長の事務 部局	本庁		理事	新規	行6	0	第1-4	要	指定基準のとおり。	新たに職員を配置したため			
9	1-9	釜石市	市長の事務 部局	本庁	地域包括ケア推 進本部	副本部長	新規	行6	2	第1-4	要	指定基準のとおり。	組織見直しにより新設し、部次 長級職員を配置するため(本部長 は副市長が兼務)。			
					仮設住宅運営セ ンター	所長	削除			削除			組織再編による廃止のため。			
					廃棄物対策室	室長	削除			削除			組織再編による廃止のため。			

No.	規則 順	市町村等 名	組 織		検 討 対 象 の 職					管理職員等指定基準			備 考
					所 属 名	職 名	内申状況	格付	部下数	該当基準	指定要否	理 由	
					財政課	課長補佐	新規	行5	12	第1-7	要	指定基準のとおり。	財政課に予算を担当する課長補佐級の職員を配置するため。
			教育委員会 の事務局等	幼稚園	(平田幼稚園及 び鶴住居幼稚 園)	園長	新規	行6	5	第2-10	要	指定基準のとおり。	東日本大震災津波を機に、危機 管理体制強化のため、園長を課 長補佐級→課長級としたこと。
10	1-10	二戸市	市長の事務 部局	本庁	政策推進課	副主幹(秘書の事 務を担当する者に 限る。)	新規	行4	1	第1-8	要	指定基準のとおり。	秘書を担当する職について、主 査に副主幹を加えたもの(併せ て、政策推進課の主査も秘書の 事務を担当する者に限ることと するもの。)
11	1-11	八幡平市			改正なし								
12	1-12	奥州市	教育委員会 の事務局等	幼稚園	佐倉河幼稚園	園長	削除	—	4	—	削除	部下職員の減少による。	
13	1-16	滝沢市	選挙管理委員会の事務 局			書記長→事務局長	継続	行6	1	第1-12	要	指定基準のとおり。	事務局長への名称変更による。
14	1-13	雫石町			改正なし								
15	1-14	葛巻町	町長の事務 部局	病院		総看護師長	新規	医4	43	第4-4	要	指定基準のとおり。	看護業務を統括し、指揮監督す る総看護師長の新設に伴うも
						看護師長	削除			削除			総看護師長新設に伴い、看護師 長を任命しないため。
16	1-15	岩手町			改正なし								
17	1-17	紫波町			改正なし								
18	1-18	矢巾町			改正なし								
19	1-19	西和賀町			改正なし								
20	1-20	金ヶ崎町	町長の事務 部局	保健医療 センター →保健福 祉セン ター									組織の名称変更による。
21	1-21	平泉町			改正なし								
22	1-22	住田町			改正なし								
23	1-23	大槌町			改正なし								
24	1-24	山田町			改正なし								
25	1-25	岩泉町			改正なし								
26	1-26	田野畑村	村長の事務 部局	本庁		参事	削除	—	—	—	削除		職の廃止による。
27	1-27	普代村			改正なし								
28	1-28	軽米町			改正なし								
29	1-29	野田村			改正なし								
30	1-30	九戸村			改正なし								
31	1-31	洋野町	町長の事務 部局	歯科診療 所		所長	新規	医3	2	第4-3	要	指定基準のとおり。	常勤職員を配置したため。
32	1-32	一戸町			改正なし								
33	2-1	岩手県市町村総合事務組合			改正なし								
34	2-2	北上地区広域行政組合			改正なし								

No.	規則 順	市町村等 名	組 織	検 討 対 象 の 職					管理職員等指定基準			備 考	
				所 属 名	職 名	内申状況	格付	部下数	該当基準	指定要否	理 由		
35	2-3	二戸地区広域行政事務組合		改正なし									
36	2-4	盛岡北部行政事務組合		改正なし									
37	2-5	紫波、稗貫衛生処理組合		改正なし									
38	2-6	岩手・玉山環境組合		改正なし									
39	2-7	盛岡・紫波地区環境施設組合		改正なし									
40	2-8	岩手県競馬組合		改正なし									
41	2-9	岩手県沿岸知的障害児施設組合		改正なし									
42	2-10	大船渡地区環境衛生組合		改正なし									
43	2-11	釜石大槌地区行政事務組合		改正なし									
44	2-12	宮古地区広域行政組合		改正なし									
45	2-13	岩手県自治会館管理組合		改正なし									
46	2-14	盛岡市・矢巾町都市計画事業等		改正なし									
47	2-15	岩手中部広域行政組合		改正なし									
48	2-16	一関地区広域行政組合		改正なし									
49	2-17	岩手沿岸南部広域環境組合		改正なし									
50	2-18	奥州金ヶ崎行政事務組合		改正なし									
51	2-19	岩手北部広域環境組合		改正なし									
52	2-20	滝沢・雫石環境組合	管理者の事務部局		事務局次長	削除	—	—	—	—	削除		H26年度から職が廃止されるもの。
53	3-1	気仙広域連合		改正なし									
54	3-2	久慈広域連合		改正なし									
55	3-3	岩手県後期高齢者医療広域連合		改正なし									

公平事務委託市町村等
管理職員等指定基準

岩手県人事委員会

公平事務委託市町村等管理職員等指定基準

平成 19 年 3 月 1 日 岩手県人事委員会議決

第 1 趣旨

この基準は、岩手県人事委員会に公平事務を委託している市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「公平事務委託市町村等」という。）について、地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき岩手県人事委員会が定める「公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則」（昭和 41 年 8 月 19 日人事委員会規則第 22 号）における管理職員等の指定基準及び指定手続について定めるものである。

第 2 指定基準

1 市

本庁にあっては別表第 1 に、公の施設等にあっては別表第 2 に掲げるいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定する。

2 町村

本庁にあっては別表第 3 に、公の施設等にあっては別表第 4 に掲げるいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定する。

3 一部事務組合及び広域連合

別表第 5 のいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定する。

第 3 管理職員等の指定手続

1 管理職員等の職の指定に当たっては、岩手県人事委員会は、当該公平事務委託市町村等からの「公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則」改正の内申を求めるものとする。ただし、法改正等による文言整理等実質的な指定内容に変更がないと認められる職については、同規則の改正内申によらず、岩手県人事委員会の職権により当該公平事務委託市町村等の了解を得て指定することがある。

2 第 2 の基準により難い特別の事情がある旨公平事務委託市町村等から申出があった場合には、岩手県人事委員会は、当該公平事務委託市町村等の組織機構、分掌する事務の内容、権限の分配等について詳細に説明した資料の提出を求め、個別に協議するものとする。

3 上記 2 の協議を行った場合には、岩手県人事委員会は、地方公務員法第 52 条第 3 項の規定の趣旨及び他市町村等の状況を勘案して指定の要否を判断するものとする。

第 4 管理職員等の指定の根拠条項について

別表 1 から別表 5 における管理職員等の指定に関する地方公務員法第 5 2 条第 3 項ただし書きの根拠条項の区分は次のとおりとする。

1 ただし書① 重要な行政上の決定を行う職員

2 ただし書② 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員

3 ただし書③ 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員

4 ただし書④ 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責

任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員

- 5 ただし書⑤ その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員(重要な政策権限は有しないが、部下職員の服務権限を有する等、当局の立場に立って部下を指揮監督する職員を含む。)

附 則 本基準は、平成 19 年 4 月 1 日以降に施行する「公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則」の改正から適用する。

別表 第 1 (市 本庁)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
議会事務局	1 事務局の長の職	ただし書①
	2 事務局の長の職を直接補佐する職(市長の事務部局における室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等以上の格付けの職に限る。)	ただし書②
市長の事務部局	3 会計管理者の職	ただし書①
	4 部長及び部長を直接補佐する職又はこれらと同等の格付の職で、かつ、同等の権限を有する職	ただし書① ただし書②
	5 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書②
	6 室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等の格付けにあり、行政改革等の組織の改革において重要な行政上の決定を担当する職	ただし書②
	7 秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	ただし書③ ただし書④
	8 秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織で、当該事務を担当する係長又はこれに相当する職	ただし書④ ただし書⑤
教育委員会の事務局等	9 教育長及び教育次長又は教育次長に相当する職	ただし書①
	10 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書②
	11 人事、給与、服務若しくは職員団体に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	ただし書③ ただし書④
選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局	12 事務局の長の職(服務上の権限を有する部下職員 1 名以上の組織に限る。)	ただし書⑤

備考 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務(併任)職員は含めないものとする。

別表 第2 (市 公の施設等)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 比較的規模の大きい公の施設等の長の職（長が非常勤職員の場合には次席の者）で、服務上の権限を有する者（部下職員5名以上の施設に限る）	ただし書⑤
市長の事務 部局	2 総合出先機関の長の職	ただし書②
	3 総合出先機関の長の職を直接補佐する職（本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等以上の格付けの職に限る。）	ただし書②
	4 総合出先機関において本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織と同等の組織の長の職	ただし書②
	5 福祉事務所及び保育所等福祉に関する事務を所掌する機関の長の職（部下職員5名以上の組織に限る。）	ただし書⑤
	6 病院、診療所及び歯科診療所の長の職	ただし書⑤
	7 病院及び診療所の長の職を直接補佐する職	ただし書⑤
教育委員会の 事務局等	8 総合出先機関において本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織と同等の組織の長の職	ただし書②
	9 小中学校の校長及び教頭	ただし書⑤
	10 幼稚園の園長（部下職員5名以上の組織の長に限る。）	ただし書⑤

備考1 「総合出先機関」とは、市町村合併等の結果、本庁舎とそれ以外の庁舎の関係について「総合支所方式」(本庁機能を有する組織に対し一定区域の行政を担う組織が別があり、当該組織に総合支所長など統括する職がある場合)を採用した場合における合併前の旧市町村の本庁に相当する規模の組織を指し、住民窓口のみを担う出張所等は含まない。

なお、本庁舎とそれ以外の庁舎の関係について「分庁舎方式」(本庁機能を有する組織が本庁舎以外の庁舎にもある場合)を採用した場合は、当該分庁舎の組織は本庁の組織とみなす。

備考2 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務(併任)職員は含まないものとする。

備考3 「病院及び診療所の長の職を直接補佐する職」とは、副院長、事務局長、総看護師長等病院等の運営に携わる地位にある職をいうものとする。

別表 第3 (町村 本庁)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
議会事務局	1 事務局の長の職	ただし書①
町村長の事務部局	2 会計管理者の職	ただし書①
	3 部長及び部長を直接補佐する職又は部長がいない場合に室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職より上位の格付の職	ただし書①
	4 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書①
	5 秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	ただし書② ただし書③
教育委員会の事務局等	6 教育長及び教育次長又は教育次長に相当する職	ただし書①
	7 町村長部局と同等の室若しくは課又はこれに相当する組織を設置している場合、当該組織の長の職	ただし書②
	8 町村長部局と同等の人事、給与、服務若しくは職員団体に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者。	ただし書② ただし書③
選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局	9 事務局の長の職（服務上の権限を有する部下職員1名以上の組織に限る。）	ただし書⑤

備考 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務（併任）職員は含めないものとする。

別表 第4 (町村 公の施設等)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 比較的規模の大きい公の施設等の長の職（長が非常勤職員の場合には次席の者）で、服務上の権限を有する者（部下職員5名以上の施設に限る）	ただし書⑤
町村長の事務部局	2 保育所等福祉に関する事務を所掌する機関の長の職（部下職員5名以上の組織に限る。）	ただし書⑤
	3 病院、診療所及び歯科診療所の長の職	ただし書⑤
	4 病院及び診療所の長の職を直接補佐する職	ただし書⑤
教育委員会の事務局等	5 小中学校の校長及び教頭	ただし書⑤
	6 幼稚園の園長（部下職員5名以上の組織に限る）	

備考1 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務（併任）職員は含めないものとする。

備考2 「病院及び診療所の長の職を直接補佐する職」とは、副院長、事務局長、総看護師長等病院等の運営に携わる地位にある職をいうものとする。

別表 第5 (一部事務組合及び広域連合)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項	
共通	1 会計管理者の職（地方自治法第292条関係）	ただし書①	
	2 事務局の長の職	ただし書①	
	専任職員数10人以上の団体	3 事務局の長の職を直接補佐する職にあり、かつ、秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を担当する者	ただし書②
		4 組合等を構成する市町村の本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等の職位にある者で服務上の権限を有する者（部下職員3名以上の組織に限る）	ただし書③ ただし書⑤
		5 秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を分掌する課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職（組合等を構成する市町村の本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職と同等以上の職位にある者に限る）	ただし書③ ただし書④
	専任職員数10人未満の団体	6 事務局の長の職を直接補佐する職（事務局の長が専任の職ではない場合に限る）	ただし書②

備考 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務（併任）職員及び消防職員は含めないものとする。